平成２５年（フ）第１０１５４号
東京都江戸川区北小岩６丁目１－８－205
破産者　飛田　信資
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１７５号
神奈川県横浜市都筑区川和町2206－３　荏原ハイツ202
破産者　馬場　　宏
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４１９号
東京都府中市府中町２丁目18－１－201
破産者　小園井光男
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４２０号
東京都府中市府中町２丁目18－１－201
破産者　小園井悦子
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４３９号
東京都杉並区永福４－26－13－201　榎戸方、住民票上の住所東京都板橋区東坂下２丁目９－６
破産者　江崎　真理
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４８０号
神奈川県川崎市川崎区台町４－８－４
破産者　柏木　由政
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４８７号
東京都福生市大字熊川886－３－303
破産者　吉澤　　清
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５０５号
東京都目黒区下目黒４丁目11－18－307
破産者　井出　一雄
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５０６号
東京都台東区下谷１丁目１－７－601、開始決定時の住所東京都台東区上野１－２－12－904
破産者　藤田　政也
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５３６号
東京都墨田区吾妻橋２丁目５－２－501
破産者　大澤　博子
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５４５号
神奈川県秦野市平沢24－１　日立知新第１寮
破産者　神谷　優志
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５５４号
神奈川県横浜市神奈川区松見町２丁目359－15　ヒルコースト２号
破産者　福田　洋次
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５８８号
東京都北区滝野川１丁目40－１
破産者　野口　重男
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６２３号
東京都文京区千駄木５丁目36－６、開始決定時の住所東京都杉並区南荻窪１丁目２－３
破産者　高橋　恭平
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６４０号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺５丁目14－７
破産者　高橋　悦子
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６４５号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目17－７－304
破産者　光山光義こと　盧　　光義
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６６０号
東京都品川区東大井２丁目８－４－204
破産者　柄澤　琢美
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６６３号
千葉県浦安市東野２丁目８－２
破産者　橋本　千絵
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６８５号
東京都北区赤羽北２丁目22－10－416
破産者　齋藤眞由美
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６８６号
東京都板橋区舟渡１丁目７－13
破産者　杉井ひとみ
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７００号
東京都板橋区成増４丁目23－15
破産者　久世　明子（旧姓市川）
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７６１号
埼玉県川口市中青木２丁目12－13－103
破産者　星　　和樹
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部